

税制上の優遇措置について

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団は、芸術の普及向上等、公益の増進に著しく寄与する法人として、「特定公益増進法人」と同等の税制優遇措置が適用されることから、本会費は、寄附金として税法上の優遇措置を受けることができます。

【個人の場合】

確定申告を行うことで、税法上の優遇措置を受けることができます。

《所得税》

(寄付金額* - 2,000円) が所得税から控除 (*ただし、総所得金額等の40%が上限)

《住民税》

- ・京都府内に住民票の所在地がある方

(寄付金額* - 2,000円) × 4% が府民税から控除

- ・京都市内に住民票の所在地がある方

(寄付金額* - 2,000円) × 6% が市民税から控除

(*ただし、総所得金額等の30%が上限)

※寄附金控除を受けるには、確定申告手続きが必要です。また、当財団が発行する「寄付金受領証明書」が必要となる場合がありますので大切に保管して下さい。詳細はお問合わせ下さい。

【法人の場合】

《損金算入限度額の拡充》

公益財団法人への寄附は一般の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度が認められています。法人税の申告をする際に、申告書に当財団が発行する「寄付金受領証明書」を添付してください。